徳島県農業開発公社農地貸付促進協力金交付要綱

公益財団法人徳島県農業開発公社

（趣旨）

第１条　この要綱は，公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の規定に基づき，　公益財団法人徳島県農業開発公社（以下「公社」という。）を通じ農地の集積及び集約化に協力する農業者に対し農地貸付促進協力金(以下「協力金」という。)交付事業を円滑に推進するために，必要な事項を定める。

（市町村との連携）

第２条　協力金の交付に当たっては，交付要綱の確認及び協力金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)の利便性から市町村との連携が不可欠であることから，市町村と連携し実施するものとする。

（交付申請）

第３条　協力金の交付を受けようとするときは，別表に定める交付申請手続に従い，農地貸付促進協力金交付申請書（以下「交付申請書」という。）**（様式第１号）**を市町村経由で公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

２　市町村は前項の規程により交付申請書を公社に送付する場合は，交付申請確認書**（様式第２号）**を添付し行うものとする。

（交付決定及び通知）

第４条　代表理事は，前条の申請書の内容を審査の上，協力金を交付することが適当と認めるときは，予算の範囲内で協力金の交付を決定するとともに，その結果を遅滞なく農地貸付促進協力金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）**（様式第３号）**により交付対象者に通知するとともに，市町村にその旨を報告するものとする。

２　代表理事は，前項の交付決定に際して，必要な条件を付することができる。

（実績報告等）

第５条　実績報告は，申請書等の提出をもってなされたものとみなす。ただし，代表理事は必要に応じて次に掲げる事項を求めることができる。

ア　報告又は書類の提出

イ　現況確認の同意

２　協力金の交付額の確定は，前条第１項の交付決定通知書をもってなされたものとみなす。

（返還）

第６条　代表理事は，交付要綱の規定を満たさないことが判明したとき又は申請書の内容に虚偽があったことが判明したときは，協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　代表理事は、前項の規定により，協力金の交付決定を取り消した場合において，当該取消しに係る部分に対する協力金が交付されているときは，当該交付を受けた交付対象者に対し，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　補助金の返還を命ぜられたときは，徳島県補助金交付規則（昭和５８年５月１０日付け徳島県規則第五十三号）第１５条の２に基づき加算金及び延滞金を併せて返還するものとする。

（その他）

第７条　この協力金の交付の施行に関し必要な事項は，代表理事が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。